

令和5年度年金支給情勢のフロー

従来との相違点

今回67歳以下を新規裁定者と位置付け、68歳以上を既裁定者として区分して支給 → 令和3年4月改正ルール見直しにより、賃金変動率の計算は、4年前の指標のため、その年度中に到達する67歳以下を新規裁定者とする。

